

別添

「いわてイーハトーヴ臨床研修病院群
オンライン合同説明会」開催業務

委託仕様書

令和3年6月18日

岩手県

1 委託業務の名称

「いわてイーハトーヴ臨床研修病院群オンライン合同説明会」開催業務

2 背景と目的

新型コロナウイルスの感染拡大予防対策のため、対面式の臨床研修病院説明会の開催中止が相次ぎ、臨床研修病院見学にも制限がなされる中、臨床研修病院は研修医獲得のため、医学生は自身の臨床研修病院選定のため、オンラインを活用した臨床研修病院説明会開催のニーズが高まっている。

本事業は、全国の医学部学生が会員として加入する受託者に対し岩手県臨床研修病院群のオンライン説明会開催を委託し、受託者の持つ会員医学生に対し、参加特典も含めた説明会参加のアプローチ、大々的な広告を行ってもらうことにより、岩手県出身者等はもとより、岩手県に縁のない医学生にも岩手県に興味を持ってもらい、岩手県での臨床研修を選択してもらうことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和4年3月25日まで

4 委託の範囲

「いわてイーハトーヴ臨床研修病院群オンライン合同説明会」（以下「説明会」という。）開催に必要な作業一式を委託する。

5 委託業務の内容

5-1 業務管理

- (1) 岩手県医師支援推進室等の関係者と打合せを実施し、円滑に業務を遂行すること。
- (2) 業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、遅滞なく岩手県と受託者で協議を行い調整を図ること。

5-2 委託業務内容

(1) 説明会の運営

説明会の設定（オンラインミーティングルームの設置）及び司会進行は受託者が実施

- ① 開催回数：年2回（第1回目を令和3年8月、第2回目を令和4年2月に開催）
- ② 参加病院：岩手県内全12の臨床研修病院
- ③ 開催方法：岩手県だけの単独開催
(岩手県外の臨床研修病院との合同開催としないこと)
- ④ 配信方法：Zoom またはこれと同等以上のツールを使用したオンラインミーティング

⑤ 説明方法

第1回目：令和3年8月開催

(時間割形式) 動画やパワーポイントを利用して各病院が40分説明・質疑応答

第2回目：令和4年2月開催

(時間割・病院グループ形式)

- ・動画やパワーポイントを利用し説明・質疑応答
- ・12病院を3病院ずつ4つのグループに分けた、グループ単位での時間割説明会
- ・1グループに所属する3病院が説明会冒頭にそれぞれ病院の説明を行い、その後3病院合同で質疑応答に対応する形式
- ・1グループあたりの時間設定は別途協議

(2) 学生へのプロモーション

① 受託者のウェブページへの掲載による広報

説明会の概要を掲載した特設ページ掲載、申込フォーム設置、トップページにバナー掲載、別に指定する特典情報の掲載

② 受託者の登録網を活用してのターゲットメール配信

受託者の持つ医学生会員全員に対し説明会開催を告知

③ 参加特典の広報

第1回目：令和3年8月開催

12病院が40分間ずつ説明を行うこととするが、12病院を次の3グループの区分に分け、それぞれのグループから1病院以上、3グループ合計で3病院以上視聴した学生に対し、別に定める参加特典を開催終了後に送付することを含めて学生へプロモーションすること。

グループA (岩手医科大学附属病院、盛岡赤十字病院、盛岡市立病院、北上済生会病院)

グループB (岩手県立大船渡病院、岩手県立宮古病院、岩手県立久慈病院、岩手県立二戸病院)

グループC (岩手県立中央病院、岩手県立中部病院、岩手県立胆沢病院、岩手県立磐井病院)

第2回目：令和4年2月開催

12臨床研修病院を4グループに分けたグループ形式での説明会とすることから、1グループあたり3病院の説明・質疑応答を含めた時間割のすべてを視聴した学生に対し、別に定める参加特典を開催終了後に送付することを含めて学生へプロモーションすること。

(3) 説明会の準備

①参加申し込み医学生に対し岩手県から臨床研修パンフレット等を事前に郵送するにあたり、申込医学生の必要情報をあらかじめ岩手県に提供すること。なお、個人情報の利用について事前に参加医学生について了解を得ること。

②参加病院を対象としたリハーサル (オンライン動作環境の確認と事前説明) の実施

③説明会に参加した医学生の情報の管理

(4) 説明会開催終了後

①参加した医学生に対するアンケート実施及び岩手県あて次の情報を提供すること

- ア 説明会参加医学生の個人情報
- イ 病院毎の参加医学生と病院見学意向調査情報
- ウ 参加医学生の説明会評価情報

②参加学生のうち5-2(2)③に規程する臨床研修病院グループの視聴数に応じ、参加特典として岩手県が別に指定する岩手県産を使用した食品(学生1名あたり1,000円前後)を調達し送付すること。

6 作業体制及び作業方法

6-1 作業体制

受託者は、業務を円滑に進めるために十分な体制を取ること。

本委託に係る責任者は、事前に県が承認した場合を除き、契約日から業務完了日までの契約期間中、同一の人物とすること。

6-2 作業方法

(1) 業務計画

受託者は、契約後速やかに次に掲げる資料を作成し、提出すること。

- ・業務担当者
- ・説明会開催までの業務スケジュール

(2) 進捗管理

進捗に係る打合せを適宜実施し、進捗状況を管理すること。

7 その他

(1) 受託者は、民法(明治29年法律第89号)、著作権法(昭和45年法律第48号)、岩手県情報セキュリティポリシー、その他関係法規を遵守すること。

(2) 本仕様書の詳細な事項及び本仕様書以外の事項については、その都度岩手県と協議のうえ取り進めるものとする。